平成２７年（フ）第２２３号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西柿木67番地（64Ｂ２Ｌ）アメージング・エステートＢ棟102、従前の住所山形県西村山郡河北町谷地字嶋217番地５
破産者　奥山　友和
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
仙台市太白区長町南３丁目４番20号　ＴＡＨＯ弐番館103、従前の住所仙台市青葉区木町通１丁目２番５―1301号
破産者　赤木　弘喜
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３７３号
仙台市青葉区南吉成７丁目14番地の１　養護老人ホーム　吉成苑、従前の住所仙台市泉区南中山２丁目14番地の７
破産者　後藤　　勲
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５８号
山形市小白川町４丁目７番５号　ハイツＭ102号、前住所山形市蔵王半郷264番地２
破産者　井上　考雄
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６２号
山形市城北町１丁目１番９号
破産者　海藤恒之介
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７７号
山形県尾花沢市新町２丁目５番52号
破産者　菅野みつ乃
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４０号
東京都品川区北品川３丁目１番１―605号
破産者　山口　伍郎
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
相模原市緑区根小屋1517番地12
破産者　高城　昌男
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４３号
相模原市緑区三ケ木568番地17
破産者　大沼　雅春
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９３号
神奈川県座間市東原４丁目11番49号　エイブルさがみ野101号
破産者　石上　光子
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２０１号
相模原市中央区陽光台６丁目11番４号　スカイプラザ陽光台101号室
破産者　國廣　幸雄
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２５号
富山県高岡市野村374―１　セジュールノムラＣ棟103、住民票上の住所富山県射水市串田1581番地
破産者　泉　比外士
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第４６２号
名古屋市中川区戸田５丁目1901番地の４
破産者　永住　知恵
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５９１号
愛知県日進市浅田町笹原41番地５　サンハウス赤池４Ｂ
破産者　眞野友里恵
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２５号
名古屋市中村区白子町４丁目７番地　コンセール白子町302号
破産者　木野田悦子
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９２号
愛知県春日井市浅山町１―３―64　スカイ富士　Ａ棟501、住民票上の住所名古屋市名東区一社１丁目79番地　第６名昭ビル１Ｆ号
破産者　白鳥　悦照
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３１５号
大阪府豊中市春日町４丁目３番24―302号
破産者　山本　大作
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３２号
大阪市鶴見区浜３丁目９番49号
破産者　國定　　勝
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９１１号
大阪市住吉区我孫子東１丁目11番17号　エクセリーヌ寿　206号
破産者　木田　　守（旧姓髙瀬）
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部